

徳島県医師確保計画（素案）について

1 計画策定の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、医師確保計画を策定する。

2 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間

3 計画の概要

- 医師偏在指標に基づき、医師少数区域・医師多数区域等を設定し、医師少数区域等における医師確保施策について定める。
- 産科・小児科については、政策医療の観点からも必要性が高いことから、産科・小児科における医師偏在指標に基づき、相対的医師少数区域を設定し、産科・小児科医師の確保の方針や施策を定める。

4 主な記載事項

(1) 医師偏在指標に基づく医師少数区域・医師多数区域等の設定

	医師偏在指標	区域区分	医師少数スポット
徳島県	272.2	医師多数県（8 位）	—
東部	318.5	医師多数区域	—
南部	206.5	医師多数区域	勝浦町，上勝町，那賀町，美波町，牟岐町，海陽町，阿南市伊島町
西部	141.8	医師少数区域	—

(2) 医師の確保の方針

(3) 確保すべき医師の数の目標

(4) 医師確保のための施策

(5) 地域枠・地元出身枠の設定

(6) 産科・小児科における医師確保計画

	産科医師偏在指標	小児科医師偏在指標（暫定）
徳島県	15.8	126.8
東部	17.6	128.1
南部	10.1	123.3
西部	13.3	122.6

※相対的医師少数区域はない

5 重点施策

(1) 地域医療総合対策協議会（地対協）の役割の明確化

(2) 医師の養成

- 徳島大学医学部における県内出身者の確保
- 臨床研修医における徳島大学医学部出身者及び本県出身者の確保
- 専門研修における
 - ・「医師少数区域における医師の確保」と「医師の能力開発・向上の機会の確保」のバランスを考慮した魅力あるプログラムの作成と専攻医の確保
 - ・地対協において全ての専門研修プログラムの研修先医療機関を審査
 - ・地域医療支援センターは、地対協において、全ての診療領域のプログラムが医師少数区域等への診療科偏在の解消に資するものとなっていること及び専攻医の確保・養成についての取組状況を説明

(3) 医師の派遣調整

- 徳島大学病院等は、南部圏域と西部圏域の県が指定する拠点病院に、地域枠医師等の若手医師を指導する医師（15～20年目の医師）を派遣すること
- 大学の各教室やその他医師派遣医療機関等は、これまでの派遣先医療機関にとらわれることなく、地対協で定められた医師の派遣の方針に沿って、医師の派遣調整を行うこと
- 地域医療支援病院の承認要件に医師少数区域等の医療機関への医師派遣を加えることを検討
- へき地医療拠点病院の責務として、指導医の確保を規定

(4) キャリア形成プログラム

- 医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間の4年以上とすることの検討
- 地域特別枠医師は、県内で不足している診療領域に限るなど、不足している分野の解消に資するキャリア形成プログラムを選択

(5) 地域医療介護総合確保基金の活用

- 寄附講座について、配置診療科や寄附内容・金額の見直しなど、医師少数区域等における指導医確保を主眼とした抜本的な見直し

(6) 地域枠の見直し

- 地域に必要な医師が十分確保されるまで、医学部臨時定員の維持を要望
- 医師多数県とされている本県においては、今後は、大学医学部における恒久定員の枠内において、地域枠等の設置・増員等を進めていくことも視野に検討することも必要
- 地域枠医師が、不足する一定の診療領域に従事する仕組みについて、具体的に検討する

(7) 産科・小児科の医師確保

- 「産科医・小児科医の働き方改革を含めた医師確保の在り方検討部会」を設置
- 部会において、周産期医療及び小児科医療の医師配置の状況や働き方改革の影響、医療提供体制の重点化・集約化を一体的に検討する
- 専門研修における「県内医療機関における医師の確保」と「医師の能力開発・向上の機会の確保」のバランスを考慮した魅力あるプログラムの作成と専攻医の確保